

監査の結果により講じた措置について

1 財務監査（定期監査）及び行政監査の日

令和7年12月25日

2 財務監査（定期監査）及び行政監査の結果公表日及び提出した日

令和8年1月20日

3 講じた措置の通知があった日

令和8年2月5日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

市民福祉部

令和7年12月25日執行 財務監査（定期監査）及び行政監査

指 摘 事 項	措 置 状 況	改善、又は 検討の目標 年 月 日
(生活福祉課) 生活保護費返還金について、調定が適切に行われていないものがありました。 分割納入のものについては、当該年度分のみを起票しており、令和8年度以降が納期限のものについて、調定伝票が起票されておらず、本来の債権額と調定額が乖離していました。今後は適正な事務執行をされたい。	次年度以降が納期限となる分割納入の返還金の処理方法について、適正な事務執行に努めてまいります。 分割納入の返還金(以下「戻入金」という。)のうち、令和8年度以降が納期限となるものにつきましては、新年度が到来しておらず起票することができないため、分割納入の納期限を現年度内で分割するよう見直し、地方自治法施行令第159条による戻入伝票を作成し、債権額全額を起票しました。	令和8年1月22日

<p>(障がい福祉課)</p> <p>旅費の支出手続について、交通経路内で支給を受けている通勤手当との重複調整額に誤りがありました。今後は適正な事務執行をされたい。</p> <p>令和7年度厚木市障害支援区分認定調査業務委託（その1）について、契約に基づき適法な請求書を受理したにもかかわらず、再度、同じ内容の請求書を受注者に発行させ、当該請求書により支出手続を行っていました。今後は適正な事務執行をされたい。</p>	<p>なお、現年度に未納となった戻入金につきましては、新年度に地方自治法施行令第160条による歳入として調定伝票を起票します。</p> <p>経路の始発駅から終着駅までの料金と、定期支給対象外となる駅間の運賃額検索を必ず実施し、重複調整額に誤りが起きないよう努めてまいります。</p> <p>適正な事務執行について、課内職員に周知し、適切に対応してまいります。</p>	<p>令和7年12月25日</p> <p>令和7年12月25日</p>
---	--	-------------------------------------